ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起 2020 年 3 月 6 日

- ●3月5日現在、ブラジル保健省の発表によると、新型コロナウイルスの疑い症例を定義するための基準は、発熱及び咳や息切れ等の呼吸器系の症状があり、かつ症状が発生する前の14日以内に WHO により国内感染が確認された国・地域に滞在したことがある者としております。
- ●万が一当局に隔離され援護が必要な場合には、最寄りの大使館または、総領事館、領事事務 所までご連絡下さい。
- 1 3月5日現在,ブラジル保健省の発表によると,新型コロナウイルスの疑い症例を定義するための基準は,発熱及び咳や息切れ等の呼吸器系の症状があり,かつ症状が発生する前の14日以内に WHO により国内感染が確認された下記の国・地域に滞在したことがある者としております。

日本、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、エクアドル、オーストラリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、タイ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベトナム、マレーシア、ルーマニア、レバノン、英国、韓国、中国、米国、北朝鮮

- 2 引き続き最新の関連情報を収集し、感染予防に努めて下さい。なお、万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は最寄りの大使館または、総領事館までご連絡ください。
- ・在ブラジル大使館(https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州)
- ・在サンパウロ総領事館(https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (サンパウロ州、マト・グロッソ州、マト・グロッソ・ド・スール州、三角ミナス地域)
- ・在クリチバ総領事館(https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (パラナ州, サンタ・カタリーナ州)
- ・在ベレン領事事務所(https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (パラ州、マラニョン州、アマパ州、ピアウイ州)
- ・在リオデジャネイロ総領事館(https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (リオデジャネイロ州,エスピリト・サント州,ミナス・ジェライス州)
- ・在ポルトアレグレ領事事務所(https://www.curitiba.br.emb-

japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html)

(リオ・グランデ・ド・スール州)

- ・在マナウス総領事館(https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (アマゾナス州,ロンドニア州,ロライマ州,アクレ州)
- ・在レシフェ総領事館(https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)(セアラー州,リオ・グランデ・ド・ノルテ州,セルジッペ州,ペルナンブコ州,アラゴアス州,バイア州,パライバ州)

【参考】

- ●新型コロナウイルスに関する Q&A【厚生労働省】
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/dengue fever qa 00001.html
- ●新型コロナウイルス (日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限) 【外務省】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html